

京丹後市まちづくり基本条例
【構造図】

前文

第1章 総則
第1条 目的
第2条 用語の定義
第3条 条例の位置付け

第2章 まちづくりの基本理念及び目標
第4条 まちづくりの基本理念
第5条 まちづくりの目標

第3章 まちづくりの原則
第6条 情報共有の原則
第7条 市民参加の原則

まちづくりの原則

第4章 情報共有
第8条 個人情報の保護
第9条 情報に関する権利
第10条 情報共有するための制度

第5章 市民参加
第11条 市民の権利
第12条 市民の役割
第13条 青少年の権利

市民

第6章 市議会
第14条 市議会の責務
第15条 市議会議員の責務

市議会

「まちづくりの目標」
を実現

市長
市職員

第7章 市長及び市職員
第1節 市長及び市職員の責務
第16条 市長の責務
第17条 職員の責務
第2節 財政運営
第18条 財政運営の基本
第19条 財政状況の公表
第20条 財産管理

「まちづくりの目標」を実現するための仕組み

第8章 住民自治
第21条 住民自治の定義
第22条 住民自治に関する住民の役割
第23条 住民自治に関する市の責務
第24条 住民自治組織の設置運営

第9章 市政運営
第25条 市政運営の基本
第26条 行政評価
第27条 外部監査
第28条 連携及び交流
第29条 危機管理体制の確立
第30条 子どもの育成

第10章 住民投票
第31条 住民投票

第11章 条例の改正
第32条 条例の検討及び見直し